

厚生労働行政推進調査事業費補助金

障害者政策総合研究事業

身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

令和3～4年度 総合研究報告書

研究代表者 清野 絵

令和5（2023）年 5月

## 目 次

I. 総合研究報告	
身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究	----- 1
清野 絵・小澤 温・山本 真理子・飛松 好子・石川 浩太郎・大塚 栄子	
菊地 尚久・佐々木 貴代・高柳 友子・田中 雅之・千葉 俊之・中澤 若菜	
永田 夏代・野口 裕美・吉田 文・渡邊 学	
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	----- 19

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）

総合研究報告書

身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

研究代表者	清野 絵	国立障害者リハビリテーションセンター	室長
研究分担者	小澤 温	筑波大学	教授
研究分担者	山本 真理子	帝京科学大学	講師
研究協力者	飛松 好子	国立障害者リハビリテーションセンター	顧問
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター	医長
研究協力者	大塚 栄子	植草学園大学	講師
研究協力者	菊地 尚久	千葉県千葉リハビリテーションセンター	センター長
研究協力者	佐々木 貴代	日本赤十字社医療センター	副看護師長
研究協力者	高柳 友子	一般社団法人日本身体障害者補助犬学会	理事
研究協力者	田中 雅之	名古屋市総合リハビリテーションセンター	自立支援部長
研究協力者	千葉 俊之	(株)オプトヘルスコミュニケーションズ	代表
研究協力者	中澤 若菜	神奈川リハビリテーション病院	ソーシャルワーカー
研究協力者	永田 夏代	(株)湘南ユニテック	看護師
研究協力者	野口 裕美	四条畷学園大学	教授
研究協力者	吉田 文	大阪保健医療大学	教授
研究協力者	渡邊 学	東京大学大学院新領域創成科学研究科	特任教授

研究要旨

本研究は、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保することを目的とする。本研究は、次の3つから構成された。

(1) 障害者評価に関する研究

1年目：補助犬に関する情報提供について文献調査と都道府県の実態調査を行った。文献調査の結果、障害者への情報提供が充分でない、理解促進や普及啓発の取組が少ない課題が示唆された。実態調査の結果、補助犬、補助犬使用希望者への説明、相談窓口等の基本情報が十分に提供されていない課題が明らかになった。また、補助犬の相談窓口は都道府県によって異なっており、提供されている情報や対応に差がある可能性が示唆された。

2年目：補助犬使用希望者への都道府県の情報提供、理解促進、普及啓発の実態を明らかにするために質問紙調査を行った。その結果、課題として、補助犬に関する基本的内容について提供していない都道府県があること、補助犬事業の趣旨について理解が充分でない可能性が示唆された。また、自治体以外が相談窓口になっている場合、自治体へ報告や対応が明確化されておらず、適性のある補助犬使用希望者が除外されている可能性が示唆された。また、リハビリテーション専門職の補助犬使用希望者の認定や評価の具体例を示すことを目的としてインタビュー調査の分析を行った。その結果、リハビリテーション専門職の補助犬の認定・評価への関わり方の具体例、専門職の役割への認識を整理した。

(2) 法令検証に関する研究

1年目：他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を検討した。その結果、指定基準に関しては、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が必要であることが示された。指導監査に関しては、現実に即した実効性のある監査の方法を検討する必要がある。補装具費支給制度との比較では、障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、訓練施設・事業

者の理念や担当訓練士によって差が生じる課題がみられた。

2年目：法制に関する検討として、身体障害者補助犬法の制度的な課題と今後あり方を考えるために、補装具費支給制度との比較検討、補助犬利用者の社会参加の課題、リハビリテーション専門職による補助犬利用者のニーズアセスメントの課題、補助犬利用者の利便性に関する評価視点、身体障害者補助犬法と関連する制度的な諸問題等について文献、資料、関係者への聞き取り等を通して、それぞれの現状と課題を明らかにした。補装具費支給制度との比較では、補助犬利用者の障害特性、疾患の進行や全身状態等も含め総合的にアセスメントし、補助犬利用に関する適正と利用を継続することの妥当性を評価することが必要である。補装具費支給制度の適正に支給されるための仕組み、医療とリハビリテーションの専門職による適正な判断、医療及び福祉の専門職、補装具業者、行政などの連携を前提とした適合判定のシステムの枠組み、統一的判断基準を参考しながら制度化を図ることの重要性が示された。法令の評価に関連して、補助犬利用者の社会参加の指標および評価に関して検討し、補助犬のユーザビリティの評価尺度としていくつかの尺度を比較検討した。その結果、尺度の特性に応じての社会参加の評価に用いることの重要性が示唆された。

### （3）訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

1年目：補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップの適切なあり方について検討するため、現状把握として文献調査、補助犬使用者調査、訓練事業者への聞き取りを実施した。また、前年度の調査で作成した補助犬使用者受け入れガイドブックの普及に取り組んだ。調査の結果、補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップについて、明確な基準が存在しないことで、補助犬の制度が正しく運用されていない一面が明らかとなった。

2年目：1年目に引き続き、使用者調査、訓練事業者への聞き取りを実施した。また、補助犬法における「社会参加」のとらえ方について、訓練事業者および指定法人を対象に調査を実施した。調査の結果、補助犬使用者の2～3割程度は一連のサービスが自立と社会参加を意識したものであるかについて、「十分ではない」と感じていることが示された。また、補助犬事業において身体障害者補助犬法における「社会参加」は多様なとらえ方がなされており、訓練事業者と指定法人はそれぞれの考えのもとで補助犬使用者（希望者）と補助犬（候補犬）を訓練・認定していることが明らかとなった。これらの結果を受けて、補助犬使用者の社会参加の姿を限定的に明示することは適切ではないものの、少なくとも社会参加を含む補助犬使用（希望）者のニーズが達成しうる状態にあるかについて、合同（共同）訓練および認定の段階で適切に評価されていること、さらに、貸与（譲渡）後もそれらのニーズが達成され続けていることを確認する必要性が改めて確認された。つまり、フォローアップが適切に行われていることが重要であり、フォローアップの徹底を改めて周知すべきであるといえる。これらを受けて補助犬事業のサービスの質を保障するために周知資料を作成した。

最後に、3つの分担研究の成果をふまえ、補助犬の制度、運用、実際の現状の課題を整理し、今後に向けた提言を行った。本研究では、全体をふまえて最終的に以下の提言を行う。身体障害者補助犬の制度の適切な運用と、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるためには、①認定と評価のあり方、社会参加のとらえ方を引き続き検討し、利用の適性の妥当性を明確化する、②サービスの対象となる障害者を制度の入口で除外しないため、都道府県等の自治体への身体障害者補助犬法の趣旨を徹底する、③リハビリテーション専門職への補助犬に関する教育の場の確保（研修の充実）を検討する、④事業者のサービスの質を確保するため、フォローアップの徹底と記録保持を求めることが必要と考える。

## A. 研究目的

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保することを目的として、研究を行う。研究は、①障害者評価に関する研究、②法令検証に関する研究、③訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究3つから構成される。

各研究では、①障害者評価：＜1年目＞補助犬使用希望者への情報提供の実態を調査する。＜2年目＞補助犬使用希望者への都道府県の補助犬に関する情報提供、理解促進、普及啓発の実態を明らかにする。また、リハビリテーション専門職（以下、リハ専門職）の補助犬使用希望者の認定や評価の実態および各専門職の役割の具体例を示す。

②法令検証：＜1年目＞他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を検討する。＜2年目＞他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を考える。

③訓練・認定の評価、フォローアップ：＜1年目＞補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップの適切なあり方について検討するために主に補助犬使用者の経験から実態を調査する。＜2年目＞訓練事業者および指定法人を対象に補助犬法における社会参加のとらえ方を明らかにする。調査で得られた知見を周知資料にまとめる。

## B. 研究方法

### 1. 障害者評価に関する研究

＜1年目＞

（1）補助犬の事業や障害者への情報提供について、国内の先行研究について文献

調査を行い、その事業の実態と課題をレビューした。（2）都道府県の公式ホームページ（以下、HP）における、補助犬に関する情報提供の実態を調査した。

＜2年目＞

（1）都道府県47ヶ所を対象に、身体障害者補助犬の情報提供、理解促進、普及啓発に関する実態について質問紙調査を行った。

（2）リハ専門職にインタビュー調査を行い、認定への関わりの具体例、評価視点等について分析した。なお、本インタビュー調査は、法令検証に関する研究で報告する調査のデータに基づくものであった。

（倫理面への配慮）

補助犬の育成に関わる指定法人の関係者からのヒアリング調査（課題番号2021-104号）では、筑波大学において研究倫理審査を受け承認された。

### 2. 法令検証に関する研究

＜1年目＞

社会福祉法人や福祉サービスの指導監査等における根拠法令や自治体のホームページ等の情報の分析、および、補助犬の育成に関わる指定法人の関係者（3名）、補助犬の利用者等（8名）からのヒアリング等より、評価の方法や基準等についての文献整理と調査を行った。そして、（1）指定基準に関しての検討、（2）補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業との比較、（3）補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しての検討を行った。

＜2年目＞

補装具費支給制度との比較では、先行研究の文献を中心に分析した。補助犬利用者の社会参加の現状と課題、身体障害者補助犬法と関連する制度的な諸問題等についての把握では、利用者に対する面接調査を行いデータの質的な分析を行った。リハ専門職による補助犬利用者のニーズアセスメントの現状と課題の解明では、介助犬養成施設の指定を受けているリハビリテーションセンターの社会福祉士、理学療法士、作業療法士等に面接を行いデータの質的な分析を行った。

(倫理面への配慮)

補助犬の育成に関わる指定法人の関係者、補助犬の利用者等からのヒアリング調査(課題番号2021-104号)では、筑波大学において研究倫理審査を受け承認された。

### 3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

<1年目>

(1) 文献調査として、抽出された文献をもとに使用(希望)者と補助犬の合同(共同)訓練および認定の内容と評価基準、さらにフォローアップの時期や頻度、内容等の現状を調査した。

(2) 補助犬使用者への調査として、補助犬使用者を対象に、補助犬との合同(共同)訓練の内容、認定の実際、フォローアップの時期・頻度・内容と満足度を把握した。調査はアンケート調査、ならびにヒアリング調査を行った。

(3) 訓練事業者への聞き取りとして、みずほ総研による「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書」

(2019)をもとに、補助犬と生活する障害者の自立と社会参加に向けて適正に訓練事業を行っていると考えられる団体のうち3団体を抽出し、現在行っている手続きについて聞き取りを行った。

(4) ガイドブックの普及として、2019-2020年度に実施した厚生労働行政推進調査事業「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」にて作成した多業種向けの補助犬ユーザー受け入れガイドブックの普及に向けて、オンラインでの公開準備、ならびに配布資料の印刷を行った。

<2年目>

(5) (3)で対象とした訓練事業者に補助犬事業のサービスの質の担保のための一連の手続きのあり方について意見を聞いた。

(6) 訓練事業者/指定法人が身体障害者補助犬法における補助犬使用(希望)者の「社会参加」をどのようにとらえ、使用者のニーズをどのように評価しているのかについて、実態を把握するためにアンケート調査を実施した。過去5年間に育成実績のある訓練事業者(介助犬・聴導犬10団体、盲導犬11団体:重複あり計20団体)、ならびに指定法人(7団体)を対象とした。

(7) ここまでの結果を受けて、周知資料を作成した。

(8) 補助犬ユーザー受け入れガイドブックの普及のために資料配布、イベントを実施した。

(倫理面への配慮)

補助犬使用者への調査は帝京科学大学人を対象とする研究倫理審査の承認を得て実施した。

## C. 研究結果

### 1. 障害者評価に関する研究

<1年目>

#### (1) 文献調査

補助犬の運用については、現在は都道府県で「地域生活支援事業」における「身体障害者補助犬育成事業（以下、育成事業）」として実施されている（厚生労働省）。しかし、補助犬の使用希望者である障害者への補助犬や手続きについての情報提供が充分でない、理解促進や普及啓発の取組が少ないという制度の入口に課題が指摘されている（みずほ情報総研株式会社，2019・日本補助犬情報センター，2019・社会システム株式会社，2020）。

#### (2) 都道府県の情報提供体制の調査

47 都道府県の公式ホームページを調査した。その結果、補助犬、使用希望者への説明、育成事業、相談窓口の基本情報について記載がない都道府県があるという課題が明らかになった。次に、補助犬の相談窓口の担当先は、「都道府県の障害福祉課」が 8ヶ所で最も多かった。他は、「都道府県の障害福祉課・市町村の障害福祉担当窓口の併記」「都道府県の障害者社会参加推進センター」「都道府県の障害者団体連合会」「都道府県の盲導犬協会」「身体障害者更生相談所」等であり、都道府県によって異なっていた。また訓練事業者が相談窓口になっている場合が見られた。相談先が多様であるため、相談者への対応や情報提供の内容に差がある可能性がある。また、訓練事業者が相談先となっていることについては、潜在的使用希望者の適性の評価や手続き上の課題が生じていないか、実態を把握する必

要があることが示唆された。

<2年目>

#### (1) 都道府県への質問紙調査

質問紙の回収数は都道府県 46ヶ所（回収率 97.9%）であった。

##### 1) 補助犬使用希望者に対する情報提供

ホームページにおける情報提供は、身体障害者補助犬、身体障害者補助犬法、補助犬使用の目的、相談窓口という基本的内容に関しては 9~8割の都道府県が行っていた。しかし、それらの項目についても 1~4ヶ所の都道府県では、今後も提供予定なしと回答していた。一方、「補助犬使用の対象となる障害や条件について」、「補助犬使用を希望する場合の手続き」に関しては行っているのは 4~6割程度の都道府県に留まっていた。

##### 2) 理解促進や普及啓発

講演会や研修会、補助犬のデモンストラーションを実施している都道府県は約 3割、一方、パンフレット配布を実施している都道府県は約 7割であった。理解促進、普及啓発の活動を実施していない理由は、「実施は必要ではないと考えるため」が 2ヶ所、「どのような活動を実施すべきか不明なため」が 13ヶ所、「実施するための予算が不足しているため」が 27ヶ所、「実施するための人員が不足しているため」が 21ヶ所であった。

##### 3) 身体障害者補助犬に関する業務

申請や決定に関する要綱、自治体独自の申請書の様式がある都道府県は約 8割であった。一方、要綱以外の申請があった場合

の具体的な対応方法、手順がある都道府県は2ヶ所のみであった。補助犬使用希望者の相談窓口は、自治体が約6割、補助犬の訓練事業者が約2割、その他が約2割であった。自治体以外が相談窓口になっており、相談を受けた際、自治体へ報告する内容や手順を明確化していない都道府県が約7割、対応の内容や方法を明確に規定していない都道府県は約6割であった。

#### 4) 課題や必要な情報、支援

情報提供や理解促進、普及啓発の課題は、情報、予算、人員の不足が約6~5割であった。その他の具体的な理由としては、「潜在的な使用希望者に対する情報提供が自治体としてどこまで必要とされるのか理解不足」、「自治体には、啓発に有効な画像等の素材がない。国のパンフレットやイラストのSNSや啓発動画での利用を認めてもらえると助かる」という意見が見られた。情報提供や理解促進、普及啓発のために必要な情報や支援は、「情報提供のためのマニュアル」、「情報提供の好事例」、「理解促進・普及啓発のためのマニュアル」、「理解促進・普及啓発の好事例」が必要と考える都道府県が約8~7割であった。また、「申請や手続きについてのマニュアル」が必要と考える都道府県が約6割であった。

#### (2) リハビリテーション専門職の認定、評価、役割の具体例

インタビュー調査の結果を考察、分析し、各専門職の評価への関わりについて、リハ専門職の補助犬の認定・評価への関わりの具体例、専門職の役割への認識を整理して提示した。

## 2. 法令検証に関する研究

<1年目>

### (1) 指定基準に関して(文献・資料の検討)

盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の運営および指定基準の内容は、盲導犬訓練施設の指定基準に関しては、国家公安委員会規則第17号に規定され、次の4点である。①盲導犬として必要な訓練をする業務、認定する業務(盲導犬訓練業務等)の実施に関し適切な計画が定められていること、②盲導犬訓練業務等を行う施設が訓練士等として必要な知識、技能を有するものが置かれ、必要な設備を備えていること、③必要な経理的な基礎を有すること、④盲導犬訓練業務等が不公平になるおそれのないこと。介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指定基準に関しては、身体障害者補助犬法施行規則第7条に規定されて、次の6点である。①適正な法人運営、業務が適性に実施されていること、②身体障害者補助犬の訓練の業務または研究の業務を適正に行っていること、③必要な経理的な基礎を有していること、④身体障害者補助犬の認定業務が不公平になるおそれがないこと、⑤必要な知識経験等を有する者により構成された審査委員会を設置していること、⑥苦情解決のための体制が整備されていること。

### (2) 補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業との比較(関係者・利用者等ヒアリング調査)

補装具費支給制度との比較では、相談窓口として更生相談所等がその業務にあるとされている。しかし、盲導犬において盲



導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的にみられた。聴導犬も同様で、視覚・聴覚障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。

### **(3) 補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関して（関係者・利用者等ヒアリング調査）**

補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、盲導犬・聴導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的であった。しかし、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる課題がみられた。

<2年目>

### **(1) 身体障害者補助犬法と補装具費支給制度との比較**

補助犬では社会参加の基準が示されていないため、「社会参加」に対して関わる専門職、訓練事業者、利用者の概念が一致していないという課題が示唆された。また、補助犬、補装具の類似している課題として、それぞれユーザーへ渡った後の品質をいかに保証し評価するか、モニタリングの方法が不明瞭であることが明らかになった。双方の比較における指標は、補助犬や補装具の使用により利用者の自立度と社会参加の頻度が上がるかという点であり、補装具費支給制度の課題の部分「多くの人に周知が行き渡らない」「制度の使い方がわからない」は、補助犬制度の課題と類似していた。次

に、品質をいかに保証し評価するかという課題も類似しており、利用者の効果的な社会参加と活動が推進されるために公正かつ適切な判定のもと支給されるべきという共通点が明らかになった。

### **(2) 身体障害者補助犬法と社会参加に関する検討**

補助犬には「自分のタイミングで主体的に動ける」という存在意義がある。これはヘルパーへの依頼とは大きく異なり、使用者が引け目を感じにくい。また、セラピストから補助犬は明らかに精神面へのよい影響があり、結果的に社会参加が拡大するという語りが聞かれた。現在総合リハビリテーション施設では職種による社会参加の理解には違いはみられなかった。しかし、導入当初に補助犬による動作と使用者が自力で行う代償手段との優先度のすり合わせに難渋したという語りが聞かれた。また、現状は補助犬使用が始まった場合は積極的な関わりをセラピストは持たないが、使用開始後の関わりは身体的負担軽減にもつながり、適切な動作の確認の実施により社会参加拡大に貢献するとの認識が聞かれている。使用の経過の中で、加齢や疾患の影響による身体機能上の変化に関連し、犬を飼うことによる負荷が発生する可能性も考えられる為、今後継続した評価が必要であるとの声が聴かれた。

### **(3) 補助犬利用者の社会参加に関わるリハビリテーション専門職への面接調査**

審査で行う評価の側面には、補助犬ありきではない、生活上での補助犬以外の動作

の工夫点や他の方法を提案する部分も含まれている。専門職からみた点で、本来はこうしたほうがよいという観点は、実際は医療リハの段階ではないためどこまで望まれているのか、またあくまで認定機関としての専門職の限界の部分で認識していた。客観的に希望者の身体機能面において福祉用具等の利用だけではない効果の部分への期待等があった。また、評価については、最初に関わる身体機能評価の際に、その可能性の有無を評価することは少し難しいと思っているが、希望者のニーズを抽出し何かしらの効果が見込まれると判断して認定の流れに乗せていた。症例を蓄積し、認定に至るプロセスを体系化し、後進へ残していく、さらに方法をバージョンアップすることが必要であるとの指摘もあった。

#### (4) 補助犬のユーザビリティの評価についての検討

補助犬に関する評価を行った先行研究を整理し、評価尺度の使用目的等について検討を行った。国内外の量的研究および質的研究では、評価尺度として、社会的生活自立度評価 (Social Independent Measure; SIM)SIM、SF-36、Wheelchair User's Shoulder Pain Index (WUSPI)、Rate of Perceived Exertion (RPE)、vitality scale from the SF-36、grip strength、Wheelchair Skills Test (WST)、Canadian Occupational Performance Measure (COPM)、Reintegration to Normal Living Index (RNLI)、Life Space Assessment、Psychosocial Impact of Assistive Devices Scale (PIADS) and Quebec User Evaluation of Satisfaction with assistive Technology (QUEST 2.0)、オープンエンドの質問、半構

造化面接が使用されていた。

#### (5) 身体障害者補助犬法と制度的諸問題

重度障害のある高齢の補助犬利用者に対面接調査を実施し、受傷から介助犬導入まで、介助犬導入のきっかけ、障害者自立支援法が施行後、介護保険のサービス内容、介助犬の存在について整理した。また、補助犬利用者における医療へのアクセスと災害時の個別避難計画等の危機発生時対応等の問題を整理した。また、新型コロナウイルス感染拡大が補助犬制度に与えた影響として、盲導犬使用者の不安や日本盲導犬協会の理解を促すパンフレット作成や商業施設・宿泊施設・医療機関等を対象にしたオンラインでのセミナー等について整理した。

### 3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

<1年目>

#### (1) 文献調査

19件の文献が抽出された。補助犬使用(希望)者と補助犬の合同(共同)訓練、認定、フォローアップの現状に関する調査は限られていた。抽出された文献は主に介助犬と肢体不自由者を対象とするものであり(17件。2件は盲導犬使用者対象)、介助犬において希望者への相談の段階から医療(福祉)専門職の関わりが、介助犬による介助動作の広まりや使用者のさらなる社会参加につながることを示されている。また、聴導犬の育成における専門職との関わりを述べた文献は抽出されなかった。また、2019年のみずほ総研の報告では、現状の手続きに複数の課題が指摘されている。一部の訓練事業者や指定法人において(1)適性評

価における障害評価が不十分、(2) 合同(共同) 訓練の評価基準の不明確さ、(3) 認定基準の不透明さ、(4) 適切なフォローアップの未実施などである。

## (2) 補助犬使用者への調査

50名の補助犬使用者(盲導犬使用者40名、介助犬使用者4名、聴導犬使用者6名)からアンケート調査を実施した。さらに協力の得られた30名へのヒアリング調査を実施した。概ね一連の手続きに満足しているという回答であるが、一部の使用者からは、共同(合同)訓練の手順や到達目標(習得すべき事項)について十分な説明がなかった、認定の過程が不明瞭であった、フォローアップを受けたことがない、補助犬貸与後に補助作業にニーズの変化があったものの訓練事業者からの介入はなかったとの報告があった。

## (3) 訓練事業者への聞き取り

3団体(盲導犬、介助犬、聴導犬事業者、各1団体)を対象に現行の手続きについて聞き取りを行った。いずれの団体も自宅訪問を含めた複数回のやり取りを通して、補助犬希望者の適性評価を丁寧に実施していた。「補助犬を貸与すること」が目標ではなく「補助犬の貸与の先にある使用者の自立と社会参加」を見据えていることが明確であり、場合によっては補助犬の貸与が適切ではないという判断もありうるというものである。また、団体内外(指定法人の専門職を含む)の医療・福祉専門職や使用者のサポートを専門とする者が介入して補助犬の適応を評価することはもちろん、補助犬との生活以前に補助犬を使用するための基

本的な生活や環境を整えるためのリハビリテーションの重要性も指摘していた。

## (4) ガイドブックの普及

ガイドブックをより多くの方に利用してもらうためにオンラインでの公開をした。資料は一般社団法人日本身体障害者補助犬学会、および厚生労働省のホームページにて公開した。閲覧した訓練事業者、企業からはわかりやすくかつ詳細な記載があるとの好評な評価を得た。また多言語での翻訳もあり、補助犬学会発進のSNSからも閲覧数が増えた。

<2年目>

## (1) 補助犬使用者への調査(続き)

1年目からの継続してアンケート調査を行い、追加で3名の使用者から回答を得た(計53名)。自立と社会参加について概ね意識して一連のサービスが提供されているが、使用者の2~3割程度は十分ではないと感じていることが示された。さらに補助犬の貸与後に自立度や社会参加の度合いが減少したと答えた使用者は5名いた。うち4名はこのことに対して訓練事業者の介入はなかったと答えた。これらは補助犬との自立や社会参加を十分に果たせない要因となりうる事柄であり、改めて合同(共同)訓練、認定、フォローアップにおける基準の明確化の必要性を感じる結果となった。

## (2) 訓練事業者への聞き取り

フォローアップの頻度や方法のあり方を示す上で、使用者の満足度と訓練事業者の負担を十分考慮する必要性が示唆された。

介助犬と聴導犬の合同訓練から認定にお

ける評価に関しては、令和3年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方に関する調査研究報告書」(社会システム株式会社)でまとめられた介助犬/聴導犬申請様式指定法人統一フォーマットを活用することで、補助犬使用(希望)者と補助犬(候補犬)の状態を正しく評価できるという意見であった。

### (3) 補助犬法における社会参加のとりえ方

回収結果は、訓練事業者19件(95.0%)、指定法人7件(100.0%)であった。本調査より、補助犬事業において身体障害者補助犬法における「社会参加」は多様なとりえ方がなされており、それぞれの考えのもとで補助犬使用(希望)者と補助犬(候補犬)が訓練・認定されていることが明らかとなった。そのような中、補助犬使用者(希望者)の社会参加に対するニーズが個々に異なっているにもかかわらず、補助犬を同伴してどこに行っても問題がないように訓練および認定されていることが示された。

### (4) 周知資料の作成

合同(共同)訓練および認定、フォローアップの段階で使用者の社会参加を含むニーズが達成されている(達成され得る)ことに関する評価を促すために、周知資料を作成した。資料は、訓練事業者、指定法人、自治体、利用者向けの4種類である。また、フォローアップの記録票のない団体向けに、記録票の参考フォーマットも作成した。

### (5) ガイドブックの普及

ホームページでの公開、ガイドブックの

印刷・配布、「職場編」のガイドブックを作成、ガイドブックの存在を一般に広く伝えるための動画を4種類作成、イベントにおいて、ガイドブックの周知を行った。

## D. 考察・結論

### 1. 障害者評価に関する研究

<1年目>

文献調査の結果、補助犬の利用希望者である障害者への補助犬や手続きについての情報提供が充分でなかったり、理解促進や普及啓発の取組も少なく、制度の入口に課題があることが示唆された。したがって、現状では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬使用を検討するための情報が届いていない可能性がある。

都道府県のHPにおける情報提供の実態調査の結果、補助犬、利用希望者向け、育成事業、相談窓口のような基本情報について記載がない都道府県があることが明らかになった。潜在的利用希望者や利用希望者に必要な情報が十分に整理、提供されていない可能性が考えられた。利用希望者への情報について都道府県により説明や用語が多様であることが示唆された。補助犬の相談窓口の担当先は、都道府県によって異なっており、訓練事業者が相談窓口になっている場合が見られた。相談者への対応や情報提供の内容に差がある可能性がある。また、訓練事業者が相談先となっていることについては、課題が生じていないか、実態を把握する必要があると考える。今後、都道府県の「地域生活支援事業」における補助犬の利用手続の情報提供や、潜在的な利用希望者への補助犬の普及啓発について基盤となる基礎的な情報やあり方を明らかに

していくことが期待される。

<2年目>

### (1) 都道府県への質問紙調査

#### 1) ホームページにおける情報提供

基本的内容について今後も提供予定なしとする都道府県が確認できた。しかし、基本的内容については、理解促進と普及啓発のためには情報提供することが望ましいと考えられる。また、情報提供していない理由として、情報提供は必要ではないと考える都道府県があり、補助犬事業を行う自治体に事業や情報提供の意義や必要性が十分に理解されていないことが示唆された。したがって、改めて身体障害者補助犬育成促進事業の目的や意義の周知を行い、事業の趣旨の理解を一層進めることが重要と考える。

#### 2) 理解促進、普及啓発の活動

実施割合で見ると、パンフレット配布は講演会や研修会、デモンストレーションと比べ実施しやすいことが推察できる。そのため、パンフレット配布する自治体を増やすことは広く情報を提供するという点で、取組しやすい方策として考えられる。その際は、どの自治体でも活用できる基本的内容や必要な情報が掲載された共通のパンフレットを作成することも効果的な可能性がある。さらに、講演会や研修会、デモンストレーションはパンフレット配布と比べコストや労力がかかると考えられるが、補助犬使用希望者への理解促進や普及啓発の効果が高い可能性が考えられ、その効果の検証や実施を増やす方策の検討も重要であると考えられる。また、その他の回答をふまえる

と、国、自治体、関係団体の役割分担による効率的な取組が効果的な可能性がある。理解促進、普及啓発の活動について実施していない理由は、どのような活動を実施すべきか不明や予算や人員が不足しているためという回答があり、どのような活動を実施すべきかについては、好事例や、活動実施に必要な詳細を示した資料の提供が課題解決に役立つ可能性がある。また、実施の必要性、予算不足、人員不足については、必要な予算や人員の確保に取り組むとともに、自治体として行うのが適切な基本的取組について関係者間の議論により共通認識を作っていくこととともに、現状において大きな負担なく実施できる取組を例示することも役に立つ可能性がある。

#### 3) 身体障害者補助犬に関する業務

結果をふまえると、自治体として整備することが効果的な要綱等については未整備の都道府県の整備を促すとともに、必要な要綱やそれ以外の資料についても基本的事項を整理して例示することが、情報提供の均てん化に役立つ可能性がある。また、調査結果から、現状では、自治体以外が相談窓口となっている場合、相談を受けた際の報告や対応の詳細が明確化されておらず、適性のある補助犬使用希望者が除外されている可能性が示唆された。

#### 4) 課題や必要な情報、支援

情報提供や理解促進、普及啓発の課題として情報、予算、人員の不足が挙げられた。このうち情報については必要な情報を整理して提供することで課題解決に役立つ可能性がある。また、その他の回答をふまえる

と、自治体が行うのが適切な基本的な取組を伝えるとともに、自治体が活用できる情報、画像等を提供することが期待される。

必要な情報や支援は、情報提供や理解促進、普及啓発のためのマニュアルや好事例、申請や手続きについてのマニュアルが求められていた。このうち情報提供や理解促進、普及啓発のためのマニュアルや好事例については、すでにあるものについてはその普及を、ないものについては作成し整備することが情報提供や理解促進、普及啓発の促進に役立つ可能性がある。また、その他として挙げられた、行政担当者が参加できる勉強会等の実施についても効果や実施可能性についての検討が期待される。

## **(2) リハビリテーション専門職の認定、評価、役割の具体例**

補助犬の理解促進、普及啓発、認定や評価にあたってはリハ専門職の役割が大きいが、現状では、リハ専門職における補助犬への理解はあまり進んでいない。今後のリハ専門職における補助犬への理解促進や関わり方の検討にあたり、本具体例が参考として活用されることが期待される。

## **(3) 結論**

補助犬の運用については、現在は都道府県で「地域生活支援事業」における「身体障害者補助犬育成事業」として実施されている（厚生労働省）。しかし、先行研究においていまだ制度の入口における課題が指摘されている（みずほ情報総研株式会社，2019）。また、別の先行研究において、障害者に対する理解促進、普及啓発は少なかつ

た（日本補助犬情報センター，2019）。

それらをふまえて、前年度の厚生労働科学研究の報告書では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬の使用を検討するための情報が届いていない可能性を指摘した。そして、本年度の本研究では、都道府県の補助犬使用希望者（障害者）に対する取組の実施状況や、取組が実施できていない場合の要因を把握した。

また、補助犬の理解促進、普及啓発の後の、実際の支給にあたる認定、評価に重要なリハ専門職の役割について、情報や理解が不足しているという指摘があることをふまえ、補助犬の認定、評価におけるリハ専門職の役割や視点の具体例を提示した。これらにより、障害者に対する理解促進、普及啓発のあり方について、課題解決に必要な取組が示唆された。また、リハ専門職の補助犬の認定、評価への関わりの実態の具体例を示した。

今後、本研究の結果を活用し、都道府県の「地域生活支援事業」における補助犬使用希望者への補助犬の情報提供や理解促進、普及啓発について共通して活用できる基礎的内容や取組の好事例が作成、整備されることが期待される。

## **2. 法令検証に関する研究**

<1年目>

指定基準に関しては、ヒアリングでは、補助犬中心の基準が強く、利用者中心の基準に変えていく必要が指摘されている。利用者である障害者の障害特性、生活状況、社会参加の意味付け等における補助犬の果たす役割を検討した上で、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設

を指定できるような基準が必要であることが示された。

指導監査に関しては、訓練事業者には指導監査が入るが、指定法人は厚労省が指定し一度指定を受けると更新や監査がないことが課題として挙げられていた。現実に対応した実効性のある監査の方法を検討する必要がある。

補装具費支給制度との比較では、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度では、相談窓口として更生相談所等がその業務にあたりとされている。しかし、盲導犬においてはこの制度には乗らず、盲導犬希望者は直接訓練事業者と相談することが一般的であった。聴導犬も同様で、視覚・聴覚障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。「補装具」に補助犬すべてを含め、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度に一元化を図る必要性が示された。

補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、盲導犬・聴導犬希望者は直接訓練事業者と相談することが一般的であった。しかし、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、当然訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる。障害者への相談は医療福祉施設・行政窓口の専門職が担う必要性が示された。

<2年目>

#### **(1) 身体障害者補助犬法と補装具費支給制度との比較**

訓練事業者の質のばらつきについての指摘もあり、利用者への適切なアセスメント

や社会参加に対する貸与後のモニタリング体制が十分に整っていないことが推察された。利用者の障害特性、生活状況、社会参加の意味付け等における補助犬の果たす役割を検討した上で、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が望まれる。

補助犬利用者の障害特性、疾患の進行や全身状態等も含め総合的にアセスメントし、補助犬利用に関する適正と利用を継続することの妥当性を評価するためには、補装具費支給制度の適正に支給されるための仕組み、医療とリハビリテーションの専門職による適正な判断、医療及び福祉の専門職、補装具業者、行政などの連携を前提とした適合判定のシステムの枠組み、統一的判断基準を一部参考とすることも有益ではないかと考える。

本来は、補助犬利用者の利用者の障害および生活から生じるニーズアセスメントをモニタリングするには、生活に密着した形すなわち地域で利用者の生活全体を捉える必要がある。一方で補助犬の育成から利用に至るまでの相談、評価、認定のスキームには高度な専門技術を要する側面があるため、広域的に専門的なノウハウをもち、リハビリテーション専門医やPTやOT、ST等のリハビリ専門職のいるリハビリテーションセンターが指定法人の中核を担い、後方支援機関としての役割を担うことが引き続き重要である。

#### **(2) 身体障害者補助犬法と社会参加に関する検討**

調査結果をふまえ、今後は、補助犬を持つ前と持った後でどのように精神面が

異なるか、知見が明らかにされる必要性がある。動物介在療法的な意義については、現行の補助犬法とは目的が異なるが、パートナードッグのような役割について、分担等をどのように考えることが望ましいか今後検討される必要がある。また、使用の経過の中で、加齢や疾患の影響による身体機能上の変化に関連し、犬を飼うことによる負荷が発生する可能性も考えられる為、今後継続した評価が必要であるとの声が聴かれた。

### (3) 補助犬利用者の社会参加に関わるリハビリテーション専門職への面接調査

調査から、リハ専門職は「希望者の介助犬を持ちたいという思い」を大事にしつつ、最終的には「その方がどういった形で安全に生活、家の中と外での生活を楽しんで長く続けられるか」といった視点をもっていた。また、評価が進む中で希望者に必要な介助動作を明らかにするプロセスがあることや相互の役割を理解し信頼の上で関係性が成り立っていることが示された。フォローアップに関する課題については、導入当初の評価した動作だけではなく、その後の進化していくことを踏まえた介助動作、或いは利用者自身の身体機能の変化に伴う動作介助の評価等、セラピストが介入したフォローアップの継続も必要であることが示唆された。

### (4) 補助犬のユーザビリティの評価についての検討

SF-36 や SIM の特徴をふまえると、社会参加の度合いの評価尺度については、補助犬ユーザーが属している「社会」が犬をド

う捉えているか、犬を道具として使うことについての考え方の相違がある可能性があるため、尺度の採用にあたっては設問の妥当性の検討が必要と考える。

### (5) 身体障害者補助犬法と制度的諸問題

補助犬利用の重度障害者の 65 歳問題については、介護保険と障害者福祉における「自立」には違いがあり、この両者の違いが制度の運用に影響を及ぼしていることが示唆された。

医療へのアクセスと危機発生時対応等の問題については、医療機関では合理的配慮の一つの方法として補助犬ユーザーかそれ以外のどちらかが医療施設内を別ルートで移動する、受診する時間帯や曜日をずらす等の合理的配慮を医療施設側が提案することは補助犬ユーザーにとってもそれ以外の利用者によっても心理的負担感は少ないと考える。補助犬の社会的認知がこれまで以上に進むには補助犬ユーザーを受け入れている施設や関連学会等で作成したマニュアルを先行して公開するなどの周知活動が必要である。

災害時対応としては、まずは自治体から早期に情報提供を行い、補助犬ユーザーの「自助」意識を高める働きかけを行うことが期待される。また、介助犬ユーザーの一部は福祉避難所、それ以外の補助犬ユーザーは一般避難所に避難することが想定されるが、その際の補助犬の取り扱いについても市町村との事前取り決めが望まれる。大規模災害等、危機発生時の補助犬とユーザーの避難生活について、避難生活が長期化した場合も含め地域事情に合わせた検討を行うべきである。また、補助犬だけでなく、



ユーザー自身の避難対策も周知が不十分である。関連学会や団体が個別に災害対策に関するガイドブックを作成しているので、市町村も既存の成果物を参考にしながら個別の避難計画立案に役立てることを推奨する。また関連学会にも現状に即した情報に適宜差し替えるなど定期的なガイドブックの更新を働きかける。このような大規模災害時の障害者、高齢者に対する合理的配慮事項はインクルーシブ防災対策として自治体のBCP（事業継続計画）等にも明記しておくことが求められる。

新型コロナウイルス感染拡大が補助犬制度に与えた影響については、補助犬ユーザーと訓練事業所に対して、コロナによる影響と社会参加の変化については明らかになっていない。補助犬ユーザーに対する調査と訓練事業所調査と検討が必要である。

### （6）結論

障害特性と生活の中で生じるニーズ把握や、疾患の進行状況や全身状態などを総合的にアセスメントし補助犬の利用の適正判断などを図り、貸与後の品質管理やフォローアップ体制の充実化を図るためには、医療・福祉の専門職、訓練事業者、公的機関が連携する仕組みにも課題が示唆されたため、補装具費支給制度の枠組みを一部運用するなど、現行の法制度の見直しに向けた議論の整理が必要である。

使用者の身体機能に合わせた補助犬による介助は、長期的な補助犬利用と使用者の社会参加の機会の拡大につながる。従って、今後も総合リハビリテーションの一貫として補助犬利用を捉え、使用者の社会参加拡大に関わりを持つ必要があ

る。また、関わりの中で潜在的な社会参加能力をセラピストが見出す可能性や機能低下による無理な動作の予防の可能性もあり、継続的な評価が必要である。

### 3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

<1年目>

補助犬使用（希望）者への合同（共同）訓練および認定の基準、ならびにフォローアップのあり方を検討するために、現状把握を行った。補助犬使用者の調査から、補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップについて、明確な基準が存在しないことで、補助犬の制度が正しく運用されていない一面が見られた。補助犬と生活する使用者の自立と社会参加が正しく行われるためには、一連の手続きが明確となり、訓練事業者や指定法人間で統一されていることが必要であると考える。

<2年目>

調査結果を受けて、補助犬使用者の社会参加の姿を限定的に明示することは適切ではないものの、少なくとも社会参加を含む補助犬使用（希望）者のニーズが達成しうる状態にあるかについて、合同（共同）訓練および認定の段階で適切に評価されていること、さらに、貸与（譲渡）後もそれらのニーズが達成され続けていることを確認する必要性が改めて確認された。このために、合同（共同）訓練と認定の評価については、介助犬／聴導犬申請様式指定法人統一フォーマットの活用を提案する。調査結果をふまえると、補助動作はもちろんのこ

と補助犬と生活すること全般を含めて、社会参加と自立に関する使用（希望）者のニーズが達成されうるかという視点での評価が必要となるだろう。

フォローアップについては、調査結果から、年1回程度の実施およびフォローアップの記録を提案する。なお、限られた資源において補助犬訓練事業の質を担保するためには、補助犬と使用者の状況に合わせてメールや電話など他の手段も含めた適切な方法を選択することを提案する。

これらを受けて補助犬事業のサービスの質を保障するために周知資料を作成した。訓練事業者、指定法人はもちろんのこと、自治体、使用者も含めて、それぞれが補助犬事業のサービスの質の担保に影響を与える主体であることを認識して補助犬事業に関わっていくことが期待される。

最後に展望として、補助犬法における「社会参加」について引き続き検討する必要があるだろう。インターネットの普及やそれに伴う社会の変化により、在宅での就労、他者との交流、社会サービス等の利用がより自由に行えるようになった。このような中、訓練事業者や指定法人のみならず、補助犬使用者（希望者）が希望する「社会参加」の姿も多様になっていることは想像に難くない。

補助犬法の目的には「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する」とあり、施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第四章）には、住宅における身体障害者補助犬の使用（第十一条）も含まれている。つまり、住宅を含めた多様な場

面での補助犬を同伴した「社会参加」が法律上でも認められており、このことが社会の変化と合わせて、補助犬法における「社会参加」の多様なとらえ方につながっているのだろう。

そのような中、障害による外出の困難は解決されるべき課題である。「社会参加」に多様なとらえ方があるものの、支援の立場である訓練事業者としては、積極的に課題解決に向かって地域や職場での理解を促していくとともに、補助犬を通じたさらなる自立や社会参加の可能性を希望者に示していくことも大切な役割といえるだろう。

また、補助犬は障害を補う役割を果たすだけではない。補助犬使用者もまた命ある補助犬への義務と責任を負うことになり、そのことが補助犬使用者の自立や社会参加を間接的に後押ししうる。このような副次的な効果は他の自助具では得られない補助犬の特徴である。補助犬法における「社会参加」を考える上で、以上のことをふまえて補助犬との生活がもたらすさらなる自立と社会参加の姿を引き続き議論していくことが求められるだろう。

## E. 提言

3つの分担研究（障害者評価に関する研究、法令検証に関する研究、訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究）における調査研究により、現状の補助犬の制度、運用、実際には以下のような実態や課題があることが明らかになった。

- ①補助犬使用希望者に対する情報提供、理解促進、普及啓発の取組の実態は、都道府県によりばらつきがあり、適性のある

補助犬使用希望者に必要な情報を届かず、サービスから除外されている可能性が示唆された。

- ②総合的にアセスメントにより補助犬の利用の適正判断などを図り、貸与後の品質管理やフォローアップ体制の充実化を図るためには、医療・福祉の専門職、訓練事業者、公的機関が連携する仕組みにも課題が示唆された。
- ③補助犬法における「社会参加」について、訓練事業者や指定法人のとらえ方は多様である。また補助犬使用者（希望者）が希望する「社会参加」の姿も多様になっている。
- ④いまだ医療機関や施設等での補助犬利用者の受け入れ拒否事例が見られる。障害による外出の困難は解決されるべき課題である。

以上や全体の研究成果をふまえ、本研究では今後の補助犬の制度や運用のあり方について以下のように考える。

- ①適性のある障害者がサービスから除外されないよう、補助犬使用希望者への情報提供、理解促進、普及啓発を一層進める必要がある。そのためには、事業を運営する自治体への事業の趣旨の理解促進の徹底が重要である。
- ②補助犬の認定、評価にあたってはリハ専門職の果たす役割は大きいと考えられるため、本研究で示した認定、評価への関わりの具体例を活用する等、リハ専門職の補助犬への理解促進が期待される。
- ③補助犬に制度については、補装具費支給制度の枠組みを一部運用するなど、現行

の法制度の見直しに向けた議論の整理が必要である。

- ④使用者の身体機能に合わせた補助犬による介助は、長期的な補助犬利用と使用者の社会参加の機会の拡大につながる。従って、今後も総合リハビリテーションの一貫として補助犬利用を捉え、使用者の社会参加拡大に関わりを持つ必要がある。
- ⑤「社会参加」に多様なとらえ方はあるものの、支援の立場である訓練事業者としては、積極的に課題解決に向かって地域や職場での理解を促していくとともに、補助犬を通したさらなる自立や社会参加の可能性を希望者に示していくことも大切な役割といえる。
- ⑦補助犬との生活がもたらすさらなる自立と社会参加の姿を引き続き議論していくことが求められる。

本研究では、全体をふまえて最終的に以下の提言を行う。

身体障害者補助犬の制度の適切な運用と、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるためには、①認定と評価のあり方、社会参加のとらえ方を引き続き検討し、利用の適性の妥当性を明確化する、②サービスの対象となる障害者を制度の入口で除外しないため、都道府県等の自治体への身体障害者補助犬法の趣旨を徹底する、③リハビリテーション専門職への補助犬に関する教育の場の確保（研修の充実）を検討する、④事業者のサービスの質を確保するため、フォローアップの徹底と記録保持を求めることが必要と考える。また一例として事業者への研修のあり方や

資格化を議論することも有効な可能性がある  
と考える。そのために本研究成果が活用  
できると考える。今後の取組に向けての検  
討が期待される。

## F. 健康危険情報

該当なし

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

- 1) 山本真理子・高柳友子・渡邊学. (2022)  
補助犬使用者（希望者）と補助犬（候  
補助犬）の合同訓練、認定、フォローア  
ップ～自立と社会参加からみた現状～.  
日本補助犬科学研究, 16(1): 53-59.

### 2. 学会発表

- 1) 清野絵・飛松好子・石川浩太郎・菊地  
尚久・田中雅之・渡邊学. 「身体障害者  
補助犬の使用を希望する障害者に対す  
る情報提供：文献調査および都道府県  
の公式ホームページの調査の結果か  
ら」、日本身体障害者補助犬学会第 14  
回学術大会. 2022 年 12 月 17 日～2023  
年 1 月 31 日. (オンライン)
- 2) 中澤若菜・小澤温. 「わが国の補装具  
制度と補助犬制度との比較（ミニレク  
チャー）」、日本身体障害者補助犬学会  
学術大会. 2022 年 12 月 10 日.
- 3) 中澤若菜・小澤温. 「身体障害者補助犬  
法と他法との比較検討ー補装具支給費  
制度との比較検討」、日本リハビリテー  
ション連携科学学会第 24 回大会、2023  
年 3 月 12 日.
- 4) 山本真理子・高柳友子・渡邊学. 「合同  
（共同）訓練からフォローアップの使

用者の経験に関する調査～自立と社会  
参加について～」. 日本身体障害者補助  
犬学会第 14 回学術大会. 2022 年 12 月  
17 日～2023 年 1 月 31 日. (オンライン)

## H. 知的財産権の出願・取得状況

該当なし

## I. 引用文献

1. 厚生労働省. 身体障害者補助犬の概要  
・利用方法.  
([https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougai\\_hoken/hojoken/gaiyo.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougai_hoken/hojoken/gaiyo.html), 2022.5.19.)
2. みずほ情報総研株式会社 (2019) 身体  
障害者補助犬の訓練・認定の実態に関  
する調査研究報告書, みずほ情報総研  
株式会社.  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521734.pdf>, 2022.5.19.)
3. 日本補助犬情報センター (2019) 2017  
(平成 29) 年度身体障害者補助犬育成  
促進事業等実施実態調査結果, 日本補  
助犬情報センター.

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍  
該当なし

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
山本真理子、佐藤亜樹、高柳友子	賃貸住宅における補助犬使用者の受け入れについて	日本補助犬科学研究	5	10-17	2021
山本真理子、高柳友子、渡邊学	補助犬使用者（希望者）と補助犬（候補犬）の合同訓練、認定、フォローアップ～自立と社会参加からみた現状～	日本補助犬科学研究	16(1)	53-59	2022